

公民館移管に伴う組織編成の考え方(案)

1 公民館移管に伴う業務の在り方

①方針

- ・移管後も公民館事業や社会教育に関する取組等を変わりなく推進する。
- ・交流センターは、社会教育の拠点と協働のまちづくりの拠点とする。
- ・社会教育と協働のまちづくりを一体的に推進できる体制とする。

②業務の執行方法

- ・生涯学習課にて引き続き、社会教育全体の計画・推進を行い、公民館は社会教育の拠点として各種事業を実施する。
- ・市民協働推進課は、協働のまちづくり関係全体の計画・推進を行い、交流センターはその拠点としての役割を担う。
- ・公民館及び交流センターの事務は、交流センター職員が実施する。

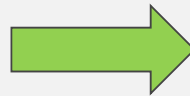
2 行政センターの在り方

交流センターと行政センターは一体的に業務を推進する。

教育委員会から移管する事務について【案】

生涯学習課が所管する事務の一部

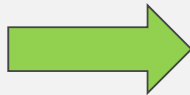
- ・社会教育施設の利用に関すること
- ・社会体育施設の利用に関すること
- ・都市公園における運動施設の利用に関すること



市長部局

公民館が所管する事務の全部

- ・原則、現在公民館で実施している全ての事務事業



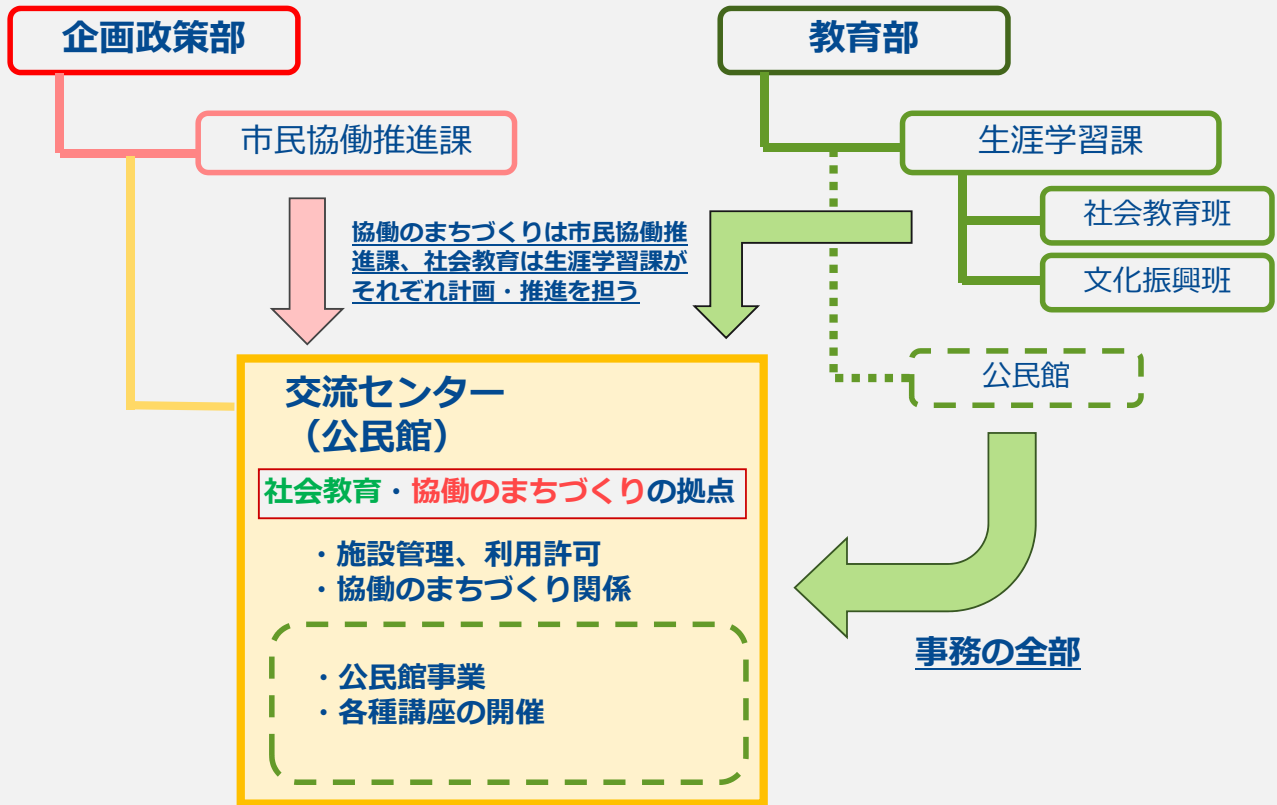
交流センター

生涯学習課所管事務のうち、施設予約システムに係る事務について市長部局へ移管します。
公民館所管事務は交流センターで実施します。

令和6年度以降の執行体制(組織体制)【案】

市長部局

教育委員会



交流センターの執行体制【案】

